

藤間家住宅主屋等の保存活用について

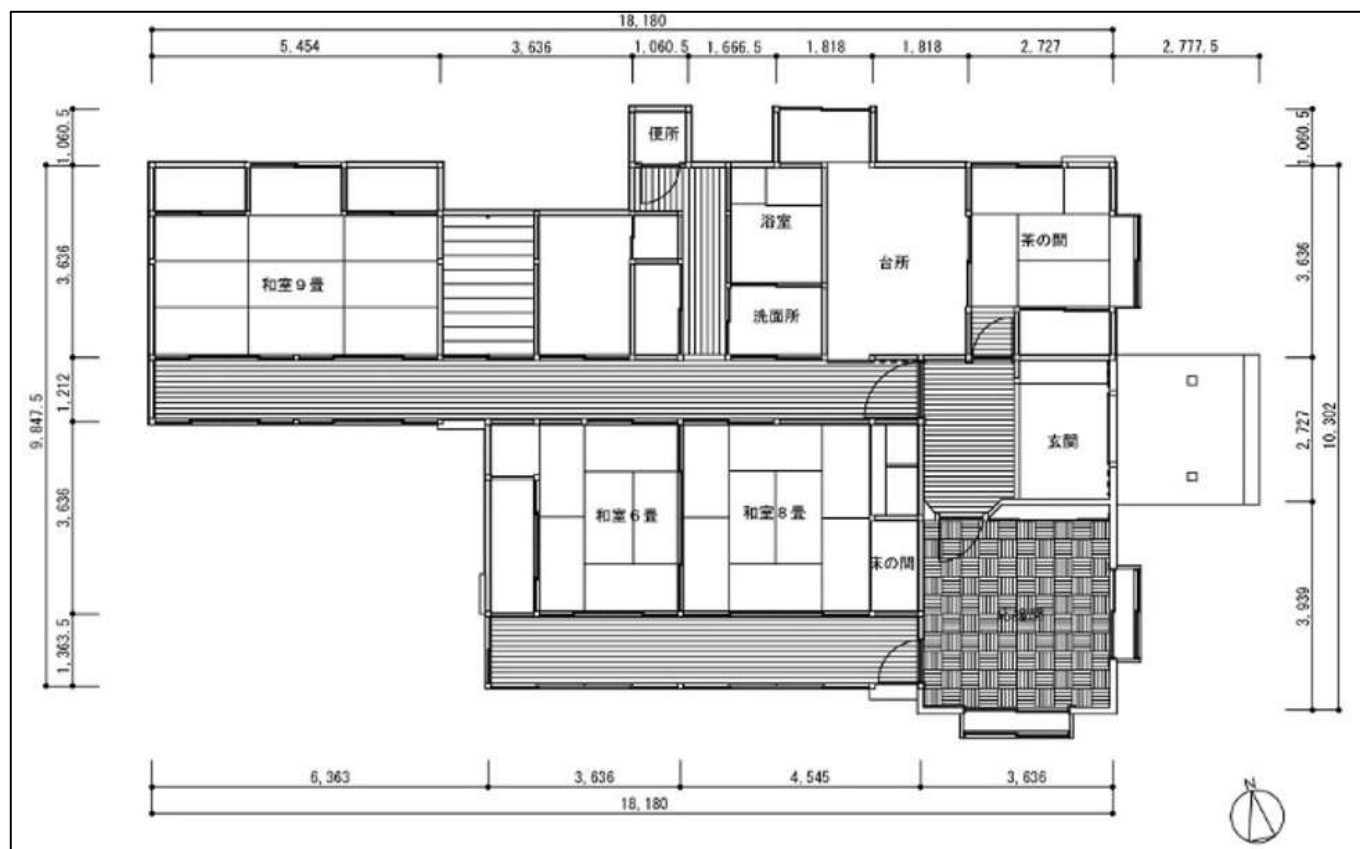
1 藤間家住宅主屋について



藤間家住宅主屋は昭和7年に茅ヶ崎市の柳島に建てられた木造平屋建・鉄板葺の建物です。洋間を玄関南脇のみに配しますが、北脇の和室を含む東立面全体を下見板張の洋風意匠で統一されています。その他は、彫子下見板張りとして和洋の意匠を対比的に採用しています。平面は中廊下の前後に居室を並べています。大正・昭和を代表する建築家・西村伊作の作風の一端を示す近代住宅です。

平成27年3月26日に国の登録有形文化財に登録、平成29年7月28日に藤間家から本市へ寄贈されました。

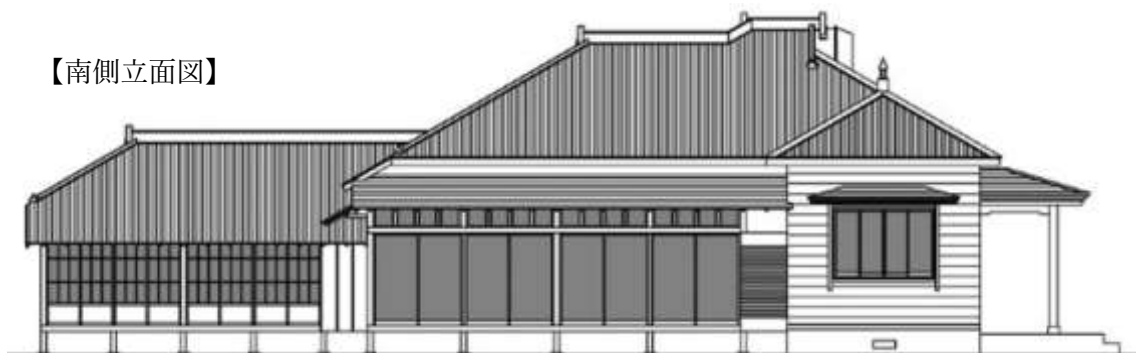
【平面図】



【東側立面図】



【南側立面図】



2 藤間家屋敷跡について



藤間家住宅主屋がある藤間家屋敷跡は、本市の社会教育課文化財保護担当による数度の考古学的調査の結果、広大な敷地の地中に江戸時代以前の遺物類がそのまま包含されていることが確認でき、これまで不明だった柳島、南湖等の市南部地域の歴史草創期を解明する糸口になる遺跡であることが判明し、平成 25 年 3 月 15 日に市指定史跡に指定されました（平成 29 年 7 月 28 日に藤間家から本市へ寄贈。）。

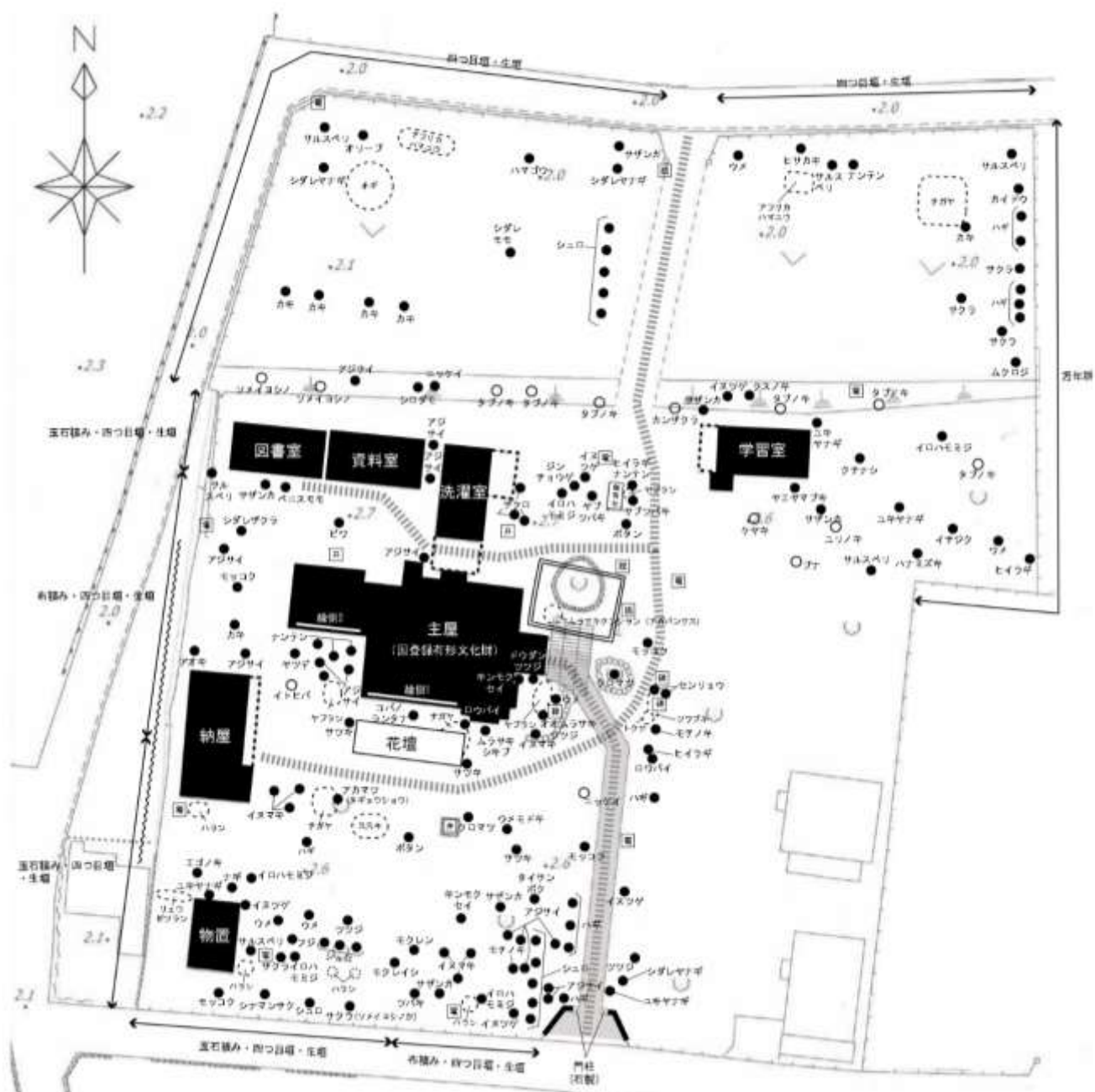
また、敷地内の主屋を含む建物には、近世の社会情勢を語る重要な歴史資料や民俗資料が多数所蔵され、本市の旧文化資料館や市史編纂委員により歴史・民俗資料の調査が行われてきました。

藤間家について

藤間家は、江戸時代に柳島村の名主を代々務め、家業であった廻船問屋として観音丸、不動丸等を所有し、柳島湊を母港として江戸をはじめ各地の港を往来し物資の流通に活躍、大々的な商いを行っていました。

特に藤間家 13 代の藤間柳庵は、江戸の著名な書家である秦星池に学び、多くの文化人とも交友がありました。文人として幕末の社会情勢を細かに記録し、ペリー来航の実見談も残しており、「かながわの百人」にも選ばれています。

【藤間家屋敷跡の全体図】



洗濯室と納屋は主屋と同時期の建築、敷地を囲う生垣は江戸後期のものと考えられ、その歴史的・文化的価値は看過できないものがあります。

また、図書室、資料室、学習室は昭和以後の建築ですが、資料の保管、講座等の会場としての利用価値があります。

3 藤間家住宅主屋等の保存活用に関する取組について

前述のとおり歴史的・文化的価値の高い「藤間家住宅主屋」及び「藤間家屋敷跡」を公開活用し、市民にその価値を伝え、市民が茅ヶ崎の自然・歴史・文化を楽しみながら学習・体験できる場所とすることは、令和元年 11 月に策定された「神奈川県文化財保存活用大綱」や本市の総合計画の考え方に即すものであり、大きな意義があります。

そのため本市は藤間家住宅主屋等の保存活用のため、令和 6 年度上半期は耐震改修を主軸として下記の取組を行いました。

6 月 14 日	藤間家住宅主屋の耐震診断現地調査
6 月 17 日	藤間家住宅主屋の耐震診断現地調査
6 月 24 日	藤間家住宅主屋の耐震診断現地調査
6 月 25 日	藤間家屋敷跡の試掘調査（ボーリング調査による史跡の現状変更に係る。）
6 月 26 日	藤間家住宅主屋の耐震診断現地調査
6 月 27 日	藤間家住宅主屋の耐震診断サウンディング調査、藤間家屋敷跡の耐震診断ボーリング調査
6 月 28 日	藤間家屋敷跡の耐震診断ボーリング調査
8 月 1 日	業者による耐震診断の結果報告

神奈川県文化財保存活用大綱

県の重点的推進テーマとして「近代の文化財の保存・活用」を位置付け、神奈川県は関東大震災や第二次世界大戦による被災があったにも関わらず、横浜開港以来、日本の近代化を支えた文化財が多く残されており、それらの遺産を調査・記録し、指定等必要な対策を講じることとしています。

茅ヶ崎市総合計画

政策目標 5「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」の取組として、自然、歴史、文化等、茅ヶ崎の風土から培われた様々な資源を生かした魅力的な景観を保全・活用・形成し、次代へ継承することとしています。

4 藤間家住宅主屋等の保存活用の今後の課題

(1) 主屋の耐震診断の結果

診断の結果、主屋の地震応答値（地震により建物がどのくらい揺れるかを示す値）は $1/18 \sim 1/23$ で、大地震でない限り倒壊する危険性はありませんが、人を屋内に入れる施設の場合は最低 $1/30$ 以上の応答値を求められており、公開活用にあたっては耐震改修が必要となります。

また 9 月以降に本結果を、専門家で構成された第 3 者委員会に諮り、耐震診断が適切に行われたか評価を受けます。

(2) 耐震補強、修理等基本設計

耐震診断の結果をもとに主屋、その他施設の耐震基本設計を行います。主屋の基本設計については令和 7 年度に第 3 者委員会に諮ります。

(3) 耐震補強、修理等実施設計

基本設計をもとに、令和 8 年度に主屋、その他施設の耐震実施設計（使用建材、工事の具体的内容等を記載した詳細な設計）を行います

(4) 耐震改修工事

実施設計をもとに、令和 9 年度に主屋、その他施設の耐震改修工事を実施します。

(5) 保存活用計画の策定

主屋、その他施設については、道の駅「湘南ちがさき」・旧南湖院第一病舎・旧氷室家住宅主屋と連携し、観光周遊・文化芸術の場としての利活用に向けた保存活用計画を、(仮称)旧藤間家保存活用計画策定アドバイザー会議や文化財保護審議会での審議を経て、令和 8 年度に策定します。計画策定にあたっては業者と策定支援委託契約を締結します。

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
耐震診断	診断 評価			
設計	基本設計	評価	実施設計	
工事				工事
保存活用計画	素案作成 国県調整	案作成（アドバイザー会議、保護審の審議等）	国県確認	